

確定申告にあたって ～主な改正項目～

損害保険控除の廃止と地震保険控除の新設

平成 18 年度の税制改正により、平成 19 年分より「損害保険料控除」が廃止され、新たに「地震保険料控除」が新設されました。

「地震保険料控除」の対象となる保険の内容

納税者や納税者と生計を一にしている配偶者・その他の親族が所有している居住用家屋・生活用動産を保険や共済の目的とする契約で、かつ、地震、噴火又は津波等を原因とする火災、損壊等による損害の額をてん補する保険金や共済金が支払われるもの

しかし、一定の長期損害保険契約等に係る損害保険料（旧長期損害保険料）については、経過措置として地震保険料控除の対象とすることが出来ます。

「旧長期損害保険料」の対象となる保険の内容

- (1) 平成 18 年 12 月 31 日までに締結した契約
(保険期間又は共済期間の始期が平成 19 年 1 月 1 日以後のものは除く)
 - (2) 保険期間又は共済期間が 10 年以上で満期返戻金等のある契約
 - (3) 平成 19 年 1 月 1 日以後にその損害保険契約等の変更をしていないもの
- 以上 3 項目を全て満たすもの

区分	年間の支払い保険料の合計	控除額
(1) 地震保険料	5 万円以下	支払金額
	5 万円超	5 万円
(2) 旧長期損害保険料	1 万円以下	支払金額
	1 万円超 2 万円以下	支払金額 ÷ 2 + 5 千円
	2 万円超	1 万 5 千円
(1)・(2)両方ある場合		(1)・(2)それぞれの方法で計算した合計金額 (最高 5 万円)

ただし、ある一つの損害保険契約等又はある一つの長期損害保険契約等が、上記の表の(1)、(2)の保険契約のいずれにも該当する場合には、いずれか一つの契約のみに該当するものとして控除額を計算します。

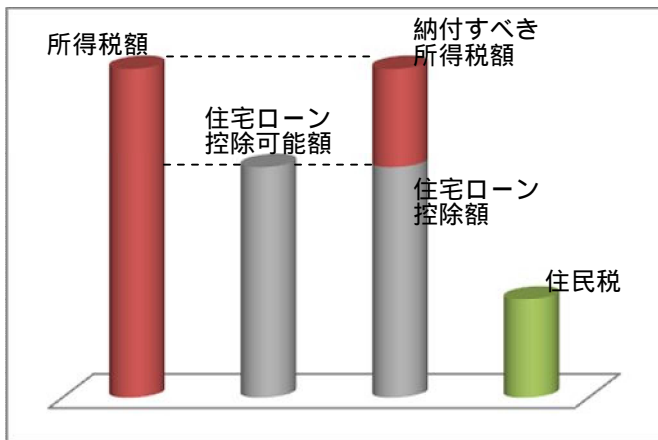
税源移譲に伴う住宅ローン減税の取扱い

平成 19 年からの税源移譲によって、ほとんどの方は所得税が減り、その分住民税が増えています。

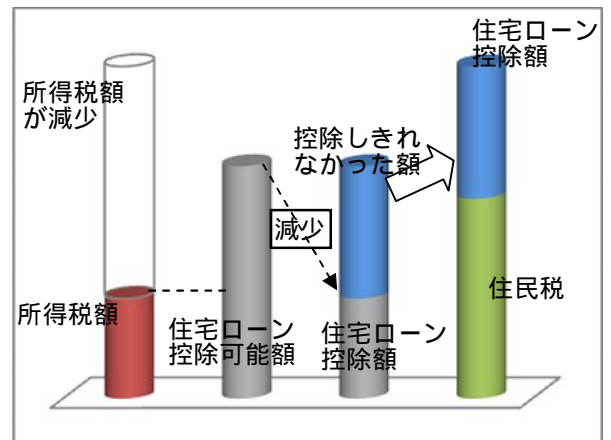
そして、税源移譲により所得税が減額となった結果、本来受けられるべき住宅ローン控除可能額が所得税額より大きくなり、控除しきれない場合があります。

この場合、税源移譲の前後で税負担が変わることがないように、今まで所得税から控除されていた分について、平成 20 年度以降の住民税からも控除することができます。

税源移譲前



税源移譲後



住宅ローン控除モデルケース

税源移譲前	税額	住宅ローン控除	負担額
所得税	263,000	263,000	0
住民税	196,000	0	196,000
合計	459,000	263,000	196,000

税源移譲後	税額	住宅ローン控除	負担額
所得税	165,500	165,500	0
住民税	293,500	0	293,500
合計	459,000	165,500	293,500

控除額が減少し、負担が増加する

税源移譲後	税額	住宅ローン控除	負担額
所得税	165,500	165,500	0
住民税	293,500	97,500	196,000
合計	459,000	263,000	196,000

住宅ローン控除が減少しないよう、住民税（所得割）から控除します。

(1) 対象者

平成 11 年 1 月 1 日から平成 18 年 12 月 31 日までの間に入居された方 で、

1. 税源移譲によって所得税額が減ったために、住宅ローン控除可能額が所得税額より大きくなり、控除しきれなくなった方

もしくは、

2. 住宅ローン控除可能額が所得税額より大きく、今まででも控除しきれなかったが、税源移譲によって控除しきれない額が大きくなった方

(2) 計算方法

住宅ローン控除額 = (次の 1・2 のいずれか少ない金額) - (3)

1. 前年分の所得税の住宅ローン控除可能額

2. 税源移譲前の税率を用いて算出した前年分の所得税額

3. 税源移譲後の税率を用いて算出した前年分の所得税額

(3) 手続方法

平成 20 年以降、住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには毎年申告が必要となります。

対象者は控除しきれない額が発生した年分の翌年 3 月 15 日（平成 20 年度は 3 月 17 日）までに、その年の 1 月 1 日現在の住所地の市町村へ申告した場合に限り、この控除の適用を受けることができます。

住民税の住宅ローン控除の適用を受ける方	住宅借入金等特別税額控除申告書の提出方法
所得税の確定申告をされない方	源泉徴収票を添付して市町村へ提出
所得税の確定申告をされる方	所得税の確定申告書とともに税務署へ提出

また、平成 19 年又は 20 年に入居される方は、住宅ローン減税の効果を所得税において確保するため、平成 19 年度税制改正において、住宅ローン減税の控除期間を 10 年から 15 年に延長し、1 年あたりの控除額を引き下げる特例を創設することとされています。この特例は現行制度との選択制となり、控除期間、住宅借入金等の年末残高の限度額、適用年及び控除率については、次のとおりとなります。

居住年	控除期間	住宅借入金等の年末残高	適用年・控除率
平成 19 年	15 年間	2,500 万円以下の部分	1 年目から 10 年目まで 0.6% 11 年目から 15 年目まで 0.4%
平成 20 年	同上	2,000 万円以下の部分	同上

電子証明書等特別控除（5,000 円の税額控除）のお知らせ

平成 19 年度から電子証明書を有する個人の方が電子申告で確定申告すると、所得税額が 5 千円安くなる特例「**電子証明書等特別控除**」が開始されます。

（ただし控除額はその年の所得税額が限度となり、平成 19 年・20 年いずれか 1 回限りの適用となります）

この控除を受けるためには、まず、市区町村で住民基本台帳カード（住基カード）の交付を受け、これに電子証明書（交付手数料 500 円）を登録します。

住基カードの交付手数料は市区町村によって異なりますのでご注意ください。(1,000 円～2,000 円程度)

そして個人で電子申告を行うためには IC カードリーダーライター（約 6,000 円）とインターネットに接続可能なパソコンを準備する必要があります。

そこで、当事務所では先に住基カードを取得していただいていたお客様へのサービスといたしまして、当事務所にてこの控除手続きをさせていただきます。

また、まだ住基カードを取得されていないお客様につきましても、個人で住基カードを取得していただければ、当事務所にて控除の手続きをさせていただきます。